



(平成21年7月30日)

年金信託部

確定拠出年金の拠出限度額引上げに係る政令改正

平成21年7月29日付けで、確定拠出年金の拠出限度額引上げに係る政令改正が行われておりますのでご案内いたします。

〈確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令〉

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090730dcseirei.pdf>

なお、拠出限度額引上げとともに平成21年度与党税制改正大綱に盛り込まれたマッチング拠出の容認については、『企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案』(※)が廃案になり、今後の見通しは不明です。

(※)<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/171.html>

1. 改正の概要

確定拠出年金の拠出限度額が以下のとおり引上げられます。

		現行	改正後
企業型	他の企業年金がない場合	月額4.6万円	月額5.1万円
	他の企業年金がある場合	月額2.3万円	月額2.55万円
個人型	国民年金第2号被保険者	月額1.8万円	月額2.3万円

※個人型(国民年金第1号被保険者)は現行通り(国民年金基金の掛金と合わせて月額6.8万円)です。

2. 施行期日

平成22年1月1日

以上